

周波数オークションに関する懇談会（第9回会合）議事要旨

1 日時

平成23年9月7日（水） 10時00分～11時45分

2 場所

総務省 省議室

3 出席者（敬称略）

（メンバー：50音順、敬称略）

林秀弥、藤原洋、三友仁志、森川博之、山田澤明、吉川尚宏

（総務省）

松崎総務副大臣、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、安藤総合通信基盤局総務課長、竹内電波政策課長、内藤企画官

（ヒアリング対象者）

九州大学大学院システム情報科学研究院 教授 横尾 真
神奈川大学経営学部 准教授 関口 博正

（事務局）

電波政策課

4 配布資料

資料9-1	事務局説明資料
資料9-2	九州大学大学院システム情報科学研究院 横尾真教授資料
資料9-3	神奈川大学経営学部 関口博正准教授資料
参考資料9-1	周波数オークションに関する懇談会（第6回会合）議事要旨
参考資料9-1	周波数オークションに関する懇談会（第7回会合）議事要旨

5 議事概要

(1) 開会

- 松崎総務副大臣から、以下の通り、挨拶が行われた。
 - ・ 本日は三友座長をはじめご多忙のところ、本懇談会にご参加いただき感謝する。私の地元の柏市では3月の東日本大震災発生時には市民への情報手段として防災行政無線をフルに活用させていただいた。また7月24日の地上波テレビ放送のデジタルの完全移行をみても、防災無線やテレビ放送に使われるこの電波は、国民生活に大変密接な大変大切なものだと思う。その大切な電波を何に利用するかという、これは本当に国益に関わる非常に大事

な問題である。本日は有識者の皆様と構成員の方々との意見のやり取りによって議論が深まることを期待している。どうか忌憚なく、自由闊達にご意見をいただきたい。

(2) 事務局発表

○ 事務局から、資料 9-1 に基づき、パブリック・コメントの意見提出状況等について説明が行われた。

○ 構成員から、事務局発表について、以下の通り意見等が述べられた。

(三友座長)

- ・ 3点説明があった。1番目は、「周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理」に対するパブリックコメントの提出状況。これは前回私に一任されたものを、修正・構成員への確認の上、パブリックコメントに付したもの。2番目は、鬼木構成員から出された第2世代携帯電話用の周波数帯を第3世代携帯電話用に利用する場合、日本ではいかなる技術的・制度的手続きが必要なのかという問に対する答え。3番目が、今後のスケジュール。

(吉川構成員)

- ・ 第1回の懇談会で、700/900MHz帯をオークションの対象にするかどうか説明する機会を設けるとのことだったが、この問題について一度報告を受ける必要があると思う。今後のスケジュールのどこに入るのか。
- ・ 700/900MHz帯については、8月8日に事務局から意見をいただいている。オークションで割り当てを受けた事業者とそうでない事業者とで競争上の不公平が発生するという趣旨だったが、文章が我々だけに配布されていて、広く一般に知られていないのではないかと感じている。ちょうど9月6日に、4者が700/900MHz帯の割り当てを希望しているということが総務省から報道発表されていたが、どこかで整理するべき。特に競争上のイコールフットリングについては、是非事務局で議論をしっかりとっておくべき。

(三友構成員)

- ・ 別途事務局の方から回答して欲しい。

(3) 公開ヒアリング

① ヒアリング対象者からの発表

○ ヒアリング対象者から、資料 9-2、9-3 に基づき、発表が行われた。

② 質疑応答・意見交換等

(三友座長)

- ・ 構成員から何か質問があればお願いしたい。

(藤原構成員)

- ・ 横尾先生にお伺いしたい。第3世代携帯電話用の周波数についてオークションを実施した際に、イギリスとドイツで落札が高騰した本当の理由はどこにあると考えるのか。ゲーム理論の立場からの分析をお聞きしたい。

(横尾教授)

- ・ 正確なところはわからないが、投機的な目的で行われた入札によって高騰したという事が一般的な見方と認識している。
- ・ 周波数を利用する権利の割り当てを受けて、将来どの程度収益を上げることができるかを推定しながら入札しなければいけないので、それについて各事業者が正確な見通しを持っていれば、高騰は起こらない。入札した各事業者が不正確な予測を持っていた結果、高騰が起こったのではないかと考える。

(三友座長)

- ・ 今の質問に関連して、この会議の中で、落札額高騰の恐れについて事業者が共通して主張してきた。それが現実になるかはわからないが、現実のものにならないためには周波数の中身に対して客観的な情報を持って、提供された情報を正しく評価するという事につぎることによってよいか。

(横尾教授)

- ・ オークションを実施することにより、競争が生じているところで落札額が上がるのはある程度仕方がないということになる。ただ、競争があまり生じていないところで値段をむやみにつり上げなくても、適切な価格で落札できるようなオークションの設計は可能。

(吉川構成員)

- ・ 関口先生に質問したい。オークションではなく比較審査である周波数を割り当てられる場合、これは無形資産としては計上されていないと思う。オークション導入後は無形資産として計上されるとすると、以前から持っていた周波数について無形資産としてすることになると一度計算しなおさないといけない。通信キャリアが既に持っている周波数の枠は、無形資産分として計上しなければいけないという理解でよいか。

(関口准教授)

- ・ そこは自己創設の世界に近づくのではないかと。転売可能性が出てくるのであれば資産価値が推定できるが、今持っているものが転売できないという状況になると、資産価値が推測すらできないというのが実情だと思う。もっとも、あえて将来のキャッシュインフローを適切に推測してその資産価値を認定していくということも可能かもしれない。

(吉川構成員)

- ・ 会計法上、無形資産として改めて計上しなければならないというルールは特にないという理解でよいか。

(関口准教授)

- ・ 恐らく市場の存在によって左右されるのではないか。無形資産を自己創設する動きはあるが、強制にはなっていないと思う。

(山田構成員)

- ・ 横尾先生と関口先生に一つずつ質問させていただきたい。
- ・ 横尾先生について、いわゆるオークションの不正というのはどういうものが考えられるのか、それを避けることは可能なのか。その辺りの事について簡単にご紹介いただきたい。
- ・ 関口先生のご説明に関しては大変分かりやすかったが、会計処理として償却するのかしないのか、減損するのかしないのかということはキャッシュとしては変わらないと考えられるが、このような処理方法が企業経営に影響を与えるのかどうかという点について、お話をいただきたい。

(横尾教授)

- ・ 不正行為として、最も大きいのが談合。参加者同士で示し合わせて、あらかじめ調整して安値で買うということが最も大きな不正行為で、それを完全に防ぐというのは難しい。ただ、オークションの制度設計によって、談合のやりやすさに差が生じることになる。うまく制度を作ることができれば、仮に談合が生じても談合を破った方が得になるという事になれば談合の強制力は弱くなる。したがって、ある程度制度設計で談合を防ぐことはできるが、制度のみで完全に談合を防止することは難しいと思う。

(関口准教授)

- ・ 企業経営に対する影響という観点で申し上げますと、従来の無形資産の取扱いでいけば、オークションで支払う落札金を周波数の利用期間に渡って均等償却というのが、制度化の方向であったはず。それに対して、資産計上しておいて、期間がはっきりしないので非償却であるという取扱いになると、期間利益に対する影響は償却分だけ減ることになるので、利益が上方に修正されるという形になる。
- ・ したがって、事業経営者にとっては資産計上すれば、特定の会計期間で利益が多めに出ることになるので、そちらの方が有利ということになる。グローバル展開している他事業者が国際会計基準に基づいて処理し、日本は制度設計を行わず有期として取り扱うという話になると、落札金額分だけ国内事業者がハンデを負う事になる。こう考えると国際化は進展した方がいいということになるので、事業利益に対する影響なども考えあわせると事業経営に対してもインパクトがあると思う。

(林構成員)

- ・ 横尾先生にお伺いしたい。まとめの部分で、どのような入札方式が望ましいか、あるいは理論的に優れているか、についての言及があったと思うが、電波は国民の共有財産という大原則に立脚した上での評価の判断基準をお伺いしたい。説明の中で、入札者にとって最適な戦略が何かという分析は理解したが、そのことが、国民の共有財産としての電波の効率的な利用という、オークションのそもそもの制度目的と、どうつながっているのか、という点を確認しておきたい。
- ・ もう一点は談合破りについて。先ほどの山田構成員に対する回答のように談合破りをした方が得になるような状況を作るという点についてだが、現在の日本の移動体通信産業が高度寡占的な状況であることを念頭におくと、談合破りをした方が特になるという状況はそもそも想定し難いのではないか。

(横尾教授)

- ・ 何をもって望ましいかと考えるかに関しては、最初の方で説明したように一番評価値が高い業者が落札するということがある。複数の入札者がいる場合、国民の共有財産である周波数を割り当てるにあたって、きちんと一番高い方から順に落札できているということが、その価値を最大限引き出して利用できる業者に割り当てるという観点からは望ましい。この基準がまずあって、それを達成するために入札者ごとに最適な戦略があり、各入札者が最適な戦略をとりさえすれば一番評価値が高い業者から順に落札ということが保証されるということが望ましい。
- ・ 談合破りについて言うと、指摘の通り寡占構造の業界で談合破りをしたら、その一回限りのオークションだけでなく、その後も継続的にパニッシュメントがある可能性はもちろん存在する。しかし、それはあくまでも制度の外の問題なので、制度の中で防止措置を講じるのは難しいと思う。仮に談合を約束するとしても、入札に臨んだ瞬間に談合を破って事前の約束と異なる入札を行えば利益が出るということがあれば、談合の約束を破るインセンティブを与えることになる。談合を破ることが利益になるような制度を作っておくということが望ましいと思う。

(藤原構成員)

- ・ 関口先生に質問したい。第3世代携帯電話以降のオークションで落札した周波数が、アメリカとヨーロッパのキャリアの企業経営にどんなインパクトがあったのか、知見の蓄積があれば教えていただきたい。

(関口准教授)

- ・ 申し訳ないが、今までキャリアについて丹念に追うということをしてこなかった。

(藤原構成員)

- ・ おそらくヨーロッパは国際会計基準で、アメリカは米国会計基準でやっていたと思う

が、償却をしたのかどうか、減損したのかどうか。事例をお伺いしたい。

(関口准教授)

- ・ それに関しては、資料の6ページ目のところで述べている。国際会計基準も米国基準も、耐用年数を確定できない場合には、非償却の扱いをしている。したがって特段の差はなかったと思う。ただ、個別の会社が減損処理をしたかどうかについては、把握していない。

(森川構成員)

- ・ 横尾先生に質問したい。今まで周波数オークションに関して、色々な立場から議論が積み重ねられてきたが、周波数オークションを導入するとした場合に何を目的にすれば良いと考えるか。透明性、迅速性、あるいは国庫の収入の増大など、目的をどう設定するかによって考え方が変わってくると考えている。答えにくい質問かもしれないが、何かお考えがあれば伺いたい。
- ・ 二点目として、周波数オークション導入するとした場合のデメリットに関して何かお考えがあれば伺いたい。将来の技術がどうなるか、市場がどうなるのかなどの見通しが非常に難しいので、その辺りの不確定要素が大きくなるなど、横尾先生から見たデメリットを伺いたい。

(横尾教授)

- ・ オークションを導入する目的はゲーム理論、経済学の立場から言えば何でも良いということになる。
- ・ 目的を設定していただければ、評価値の一番高い人に対象物が行く、社会的に望ましい割り当てにしたい、とにかく収入を増やしたいなど、目的に応じて制度をデザインすることができる。制度を設計するという立場からは、目的についてニュートラルであり、設定された目的に対し制度設計の方で最適化することはできる。主に経済学の立場から言えば、通常設定される望ましさの条件というのは社会全体の最適性、すなわち一番高く対象物を評価している人が落札できるということが、猫に小判にならなくて最適だと考える。
- ・ デメリットについていうと、理論的な前提条件が満たされている場合には、どのような結果が生じるのかある程度具体的に予想することができるため、それに基づいてメリット・デメリットを議論することができる。理論的な前提条件が満たされていない場合、指摘のように将来の技術動向が十分分からない状況で利用権の価値を推定する必要があるということで、もしそこに大きな推定の誤りなどが生じた場合、実際に異常な高値で対象物を落札して、事業者も損失を出し、国民の側もサービス展開が遅れて損失を被るといったことが考えられる。

(藤原構成員)

- ・ 横尾先生に引き続きお伺いしたい。このオークション理論は新しい学問領域と言うべきか、比較的研究成果も新しい上、イギリス方式も少し改良されていると聞く。今後もっと優れた理論が出てくる可能性はあるのか。

(横尾教授)

- ・ 研究者がこの分野に興味を持ったきっかけが、FCCが実施した周波数オークションということであり、このように現実世界における問題があるのだということで、ゲーム理論の専門家が興味をもって研究してきた。
- ・ 理論的にきちんと整理された方法というものはあるが、非常に複雑で実際に実行するのに大変だということがある。より優れたものが出てくるというよりは、同じ種類のチャネルが売られているといった状況を考えたときに、理論的な前提条件がきちんと立たない状況でも個々の状況に応じて調整して作っていくというのが重要なのではないかと思う。

(三友座長)

- ・ 私の方から横尾先生と関口先生に一つずつ質問させていただきたい。中間論点整理に際して、いわゆる第4世代携帯電話用の周波数に関するオークションを一つのケースとして検討していこうと書いている。まだ第4世代の中身というものは十分分からないところもあるが、新しく割り当てられる周波数を日本でオークションにかける場合、横尾先生としてはどういった形のオークションが現時点で望ましいという風にお考えになるか。
- ・ それから関口先生。もし資産計上したことを前提とすると、減損という事が起こりうる。減損が起こりうる状況というのはどういう状況が考えられるのか具体的なイメージを持っていければ伺いたい。

(横尾教授)

- ・ 第4世代の内容が十分把握できないので確実なことはいえないが、サービスを展開してどの程度収益を上げることができるかという点には不確実性があるため、競上げ式のように情報のフィードバックがあるやり方のほうが、参加する事業者に親切だと思う。ただし、実際に制度を作るにあたっては、どのくらいの帯域をどんな単位で切り分けてオークションに掛けるのがいいのかなど、細かいところを考えていかなければいけないという印象を持っている。

(関口准教授)

- ・ 減損の具体的な事例だが、基本的にはオークション落札額の公正価値がどれくらい減ったかを測る。つまり将来のキャッシュインフローが相対的に減少してくるかどうかと

いうのがある。具体的には、許認可庁からなんらかの制裁措置があるケースなど、将来のオークションの（有効）期間、落札者としての地位が危うくなる状況が想定できるのではないかと。事業継続性が危うい状況になる、規制当局との関係が気まずくなる、将来の会社の地位を危うくする、周波数帯での事業継続が危うくなるなど、その周波数帯での事業運営に支障をきたすような可能性が出てくると減損の兆候が出てくると理解してよいのではないかと。

（4）閉会

- 次回の会合については、事務局から追って連絡することとなった。

以 上